

長浜市地域子育て支援センターにおける広報物設置取扱基準

1 趣旨

この基準は、子育てや子育て世代に関する催事等の情報提供を行うため、長浜市地域子育て支援センターにおけるチラシ及びポスター等の広報物（以下「広報物」という。）の掲出又は設置について、必要な事項を定める。

2 設置場所

設置場所は、長浜市地域子育て支援センター事業実施要綱第2条第2項に規定する子育て支援センターとする。

3 掲出・設置基準

本市で開催するこども向けのイベント又は子育てや子育て世代に関する事業のものを対象とし、次の条件のいずれかにあてはまるものとする。

- (1) 本市が実施する事業
- (2) 県又は市が共催または後援する事業
- (3) 地縁団体や自治会又はまちづくりセンター等地域と密着した団体が実施する事業
- (4) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園が実施する事業
- (5) 国又は地方公共団体による補助金又は負担金、委託を受けて実施する事業
- (6) 本市で5年以上こども向けの事業を継続的に実施しており、その活動が地域に密着していると判断できる団体が実施する事業

4 掲出・設置できないもの

次の場合は、広報物の掲出や設置をしない。

- (1) 営利目的のもの
- (2) 個人で実施するもの
- (3) 暴力団と関係があるもの又はその恐れのあるもの
- (4) 政治、宗教、思想に関わるもの
- (5) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (6) 人権侵害となる内容が含まれるもの
- (7) その他、こども家庭支援課が適当でないとするもの

5 設置・掲出の期間

- (1) 催事等の日時、募集期間が明記されているものは、原則として当該期日までとする。
- (2) 広報物に期間の明記がないものは、概ね1か月までとする。ただし、必要に応じて期間の延長を行うことができる。

6 設置依頼の方法

掲出依頼の際は、こども家庭支援課へ「長浜市地域子育て支援センター広報物掲出依頼及び誓約書」(様式第1号)を提出するものとする。ただし、持参された広報物で1(1)から(5)に該当することが判断できる場合は、上記の提出を省略することができる。

7 その他

- (1) 広報物の設置スペースに余裕がない場合は、1(1)から(4)を優先し、公共性の高いものを優先する。
- (2) 市外で実施されるものについて、就労相談など公共機関が実施するものに限り掲出を認めるものとする。
- (3) その他、本基準に記載のないことで疑義が生じる場合は、その都度こども家庭支援課で協議して判断する。

8 附則

この基準は令和6年4月1日から施行する。